

中古住宅取引、透明に（日経新聞 12月21日報道記事の紹介）

2016年1月5日

12月21日の日経朝刊は、一面トップ記事で、国土交通省が検討している中古住宅市場の活性化に向けた対策について報じた。その骨子は、取引の透明性を高めるため、物件情報をやりとりする業者向けのシステムで詳細な取引情報を開示するよう義務付け、売却依頼を受けた業者による物件の囲い込みを防ぐとともに、中古住宅の品質への不安を拭うため、専門家による住宅の診断を普及させる法改正も検討するというものである。記事の概要は以下の通り。



(注)日経朝刊による

中古住宅取引の透明化のための情報開示強化対策の概要

対策政策の必要性	現状	対応
レイズシステムの物件開示情報内容の充実	・所在地、価格に限られ、取引状況は不明。	<ul style="list-style-type: none"> ・「公開中」、「購入申し込みあり」、「紹介を停止中」をネット上に表示(売り手自身が取引状況を確認可能とする)。16年1月から実施。 ・上記を織り込んだ(公財)東日本不動産流通機構などに内規見直しを認可。 ・開示情報を偽った業者には是正勧告、業者名公表といった処分を検討。
中古住宅の品質不安の払拭	制度的な措置が不存在	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による住宅診断を普及させる宅建業法改正を検討(具体的には、売買契約時に必要な「重要事項説明書」に住宅診断項目を設ける)

(注)報道記事から土地総合研究所が作成。

(荒井 俊行)